

KPMG Insight

KPMG Newsletter

July 2014

IFRS Digest (2014.4-5)



Volume 7

IFRS Digest (2014.4-5)

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室

本稿は、あずさ監査法人のホームページ上に掲載しているIFRS Digest (www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/ifrs-digest)を部分的に抜粋、再編集した、

2014年4月1日から2014年5月31日までの国際財務報告基準(IFRS)を巡る、国際会計基準審議会(IASB)、米国財務会計基準審議会(FASB)および企業会計基準委員会(ASBJ)の主な動向、ならびに欧州、米国および日本の監督機関におけるIFRSの導入・適用を巡る動向についての要約である。

さらに詳しい情報については、あずさ監査法人ホームページの **IFRS Digest**

14-4、IFRS Digest 14-5 を参照のこと。

I

IASB および欧州等の動向

IASB の動向

1. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表 (2014年5月28日)

IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号は、IASBとFASBの共同プロジェクトの成果として公表されたものである。本基準は、包括的な単一の収益認識基準を開発することにより、財務諸表の作成を容易にするとともに、企業間の比較可能性を向上させ、財務諸表利用者により有用な情報を提供することを主な目的として開発された。

本基準の概要は以下のとおりである。

- 収益認識に関するグローバルな単一のフレームワークを提供する。
- 「支配」に基づくモデルである(IAS第18号「収益」における「リスク及び経済価値」という概念は、支配の移転を示す追加的指標の1つとされた)。
- 対価は、顧客に移転する財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる金額で測定する。
- 収益認識の単位を契約における顧客との約束(履行義務)とし、これに関する詳細なガイダンスが設けられた。
- 履行義務を充足した時点で、または一定の期間にわたり履行義務を充足するに従って、収益を認識する。履行義務が一定

の期間にわたって充足されるものであるか否かを判断するための要件が設けられた。

- 定量的、定性的な開示情報が拡充された。

IFRS第15号は、2017年1月1日以降に開始する会計年度から強制適用される。早期適用も認められる。

本誌特集トピック①「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』」、②「IFRSの収益認識基準(IFRS第15号)による実務への影響」参照。

2. 「共同支配事業に対する持分の取得 (IFRS第11号の改訂)」を公表 (2014年5月6日)

IASBは、「共同支配事業に対する持分の取得 (IFRS第11号の改訂)」を公表した。本改訂は、実務上会計処理にばらつきが生じていた、共同支配事業に対する持分を取得した場合の会計上の取扱いを明確化している。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 共同支配事業に対する持分を取得し、その共同支配事業の活動がIFRS第3号で定義する「事業」を構成する場合、企業は、IFRS第11号に整合する範囲で、IFRS第3号および他の基準書のすべての事業結合の会計処理に関する原則を適用する。また、事業結合について求められる情報を開示する。
- IFRSを初度適用する企業は、過去の事業結合に関する免除規定を、事業を構成する活動を行っている共同支配事業に対する持分についても適用することが認められる。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から将来に向かって適用される。早期適用も認められる。

3. 「減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の改訂)」を公表 (2014年5月12日)

IASBは、「減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の改訂)」を公表した。本改訂は、有形固定資産の減価償却方法および無形資産の償却方法のうち、収益に基づく方法の取扱いを明確化している。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 収益に基づく減価償却は、通常、資産の消費以外の要因も反映するため、有形固定資産の減価償却方法として適切ではない。
- 収益に基づく償却は、無形資産の償却方法として適切ではないと推定される。ただし、以下のいずれかの限られた場合においては、この推定を覆すことができる。
 - ・無形資産が収益の測定値として表現される場合
 - ・収益が無形資産の経済的便益の消費と強い相関があることを証明できる場合
- 無形資産に固有の主要な制約要因 (期間、生産量、収益等) に着目して償却方法を決定する考え方が示されている。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から適用される。

4. 討議資料「動的リスク管理の会計処理:マクロヘッジのためのポートフォリオ再評価アプローチ」を公表 (2014年4月17日)

IASBは、討議資料「動的リスク管理の会計処理:マクロヘッジのためのポートフォリオ再評価アプローチ」を公表した。ポートフォリオ再評価アプローチ (PRA) は、企業が行うダイナミックリスク管理の実態を財務諸表に忠実に表現することを目的とした全く新たな会計手法として提唱され、将来的には広範なリスク・業種への展開が模索されている (本誌会計トピック③「IASB討議資料の解説『動的リスク管理の会計処理』」参照)。

5. ウェブサイト上にリサーチ・センターを開設 (2014年4月22日)

IASBは、ウェブサイト上にリサーチ・センターを開設したことを公表した。このリサーチ・センターは、IASBが今後2-3年で検討する予定の論点の認知度を向上させること、リサーチ・プロジェクトに従事する専門家のサポートを行うこと、および証拠に基づく基準設定を目指すために貢献することを主

な目的としている。

リサーチ・センターのウェブサイトでは、現在実施されているリサーチ・プロジェクトを紹介するとともに、リサーチ・プロジェクトに情報を提供する方法や、学識経験者や会計事務所、大手企業、政府機関および基準設定主体からの出向者がリサーチや教育活動に参加するフェローシップ・プログラム制度などが紹介されている。

6. IASBと他の会計基準設定主体との憲章 (2014年5月7日)

IASBは、IASBと他の会計基準設定主体との協力のあり方に関する憲章 (Charter) 「グローバルな財務報告基準の開発及び維持管理のための協働」を公表した。この憲章の目的は、IASBと、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) に代表される他の会計基準設定主体との間の協力に関する主要な原則を定めることとされている。この憲章は、IASBと他の会計基準設定主体との間のコミットメントと期待に関する共通の理解を記述したものであり、拘束力のある取決めではない。

7. IASB 鷺地理事、日本のIFRSの適用について言及 (2014年5月22日)

IASBは、2014年5月21日に日経アジア・レビュー誌に掲載されたIASBの鷺地隆繼理事のレポート「国際的な会計基準は(経済)成長に不可欠」を公表した。鷺地理事は、レポートの中で、日本の資本市場の発展および日本企業の国際的な競争力の強化にIFRSの適用は不可欠であると述べている。

8. 最近開催されたIFRS関連の国際会議等

2014年4月1日から2014年5月31日までに開催された主な国際会議は以下のとおりである。

- IFRS財団評議員会 (2014年4月10日、シドニー)
- 新興経済グループ (Emerging Economies Group, EEG) (2014年5月28-29日、モスクワ)
- IFRS財団会議 (2014年5月29-30日、シンガポール)

欧州の動向

1. ESMAが執行決定データベース抜粋 (第15回) を公表 (2014年4月9日)

欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority : ESMA) は、執行決定データベース抜粋 (第15回) を公表した。この抜粋からは、EU加盟国の各規制当局等が、どのような会計処理がIFRSに準拠していると考えたか (ある

会計処理が基準書やIFRIC解釈指針で許容される範囲内か)を読みとることができる。ただし、ここで示された決定はIFRSの解釈を意味するものではなく、解釈を行う役割はIFRS解釈指針委員会にある点には留意が必要である(なお、日本公認会計士協会(JICPA)は、執行決定データベース抜粋の第14回までの仮訳を公表している)。

II 米国の動向

米国証券取引委員会(SEC)の動向

1. SEC委員長、米国のIFRSの適用について言及(2014年5月20日)

SECのMary Jo White委員長は、財務会計財団(Financial Accounting Foundation, FAF)の会議のスピーチにおいて、米国のIFRSの適用について言及した。スピーチの中で、White氏は、IFRSの適用に対するこれまでの米国の取組みについて説明し、重要ポイントとして、(a) SECがIFRSを検討する際には、引き続き米国の投資家の利益を中心に考慮すること、(b) FASBは米国企業のための会計基準の最終的な会計基準設定主体であり続けること、(c) グローバルな会計基準の開発において米国が果たす役割が重視されなければならないこと、の3つの論点をあげた。

White氏はまた、「高品質で世界的に認められた単一の会計基準は米国の投資家にとって有益であり、その目標はSECのミッションと整合している」というこれまでのSECの考え方は現在も有効であり、この重要なテーマについてさらなる声明を発表することがSECの優先事項であると説明するとともに、近い将来、詳細について公表できればよいという希望を述べた。

FASBの動向

1. 非継続事業の定義を改訂するASUを公表(2014年4月10日)

FASBは、会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU)第2014-08号「非継続事業の財務報告及び企業の構成単位の処分に関する開示」を公表した。ASU第2014-08号の主な内容は以下のとおりである。

- 非継続事業の定義が変更され、構成単位(グループ)の処分のうち、企業の営業または財務成績に主要な影響を及ぼす戦略的な変更を表すもののみが対象となった。また、取得時に、売却目的保有に分類するための要件を満たす事業につ

いても、非継続事業に該当する。

- 継続的関与を有している場合は非継続事業に該当しないという規定は削除された。ただし、継続的関与を有する非継続事業について一定の開示が求められる。
- 持分法投資の処分が非継続事業の定義に該当する場合は、非継続事業として報告することが求められる。
- 非継続事業に関する開示が拡充された。また、非継続事業としては報告されないものの個々に重要性のある構成単位の処分についても、一定の開示が求められる。

今回の改訂により、US GAAPの非継続事業の定義はIFRSの定義に近づくことになるが、会計基準は完全には共通化されていない。

2. 収益認識に係るASUを公表(2014年5月28日)

FASBは、会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU)第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。ASU第2014-09号は、FASBとIASBの共同プロジェクトの成果として公表されたものである。

本基準の概要については、Iを参照。

III 日本の動向

金融庁の動向

1. 指定国際会計基準の改正案の公表(2014年4月18日)

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成21年金融庁告示69号)」等の一部を改正した。

これは、IASBが2013年12月31日までに公表した以下の国際会計基準について、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準(以下、指定国際会計基準)等として指定するものであり、公布の日である2014年4月18日から適用される。

- 國際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」(2013年11月19日公表)
- 國際会計基準(IAS)第19号「従業員給付」(2013年11月21日公表)
- IFRSの年次改善(2010-2012年サイクル)(2013年12月12日公表)の公表に伴う基準の改正
- IFRSの年次改善(2011-2013年サイクル)(2013年12月12日公表)に伴う基準の改正

ASBJの動向

1. IFRSのエンドースメントに関する作業部会（2014年4月9日、5月22日）

ASBJは2013年7月25日に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下、作業部会）」を設置し、IFRSのエンドースメント手続を進めるための検討を行っている。

第11回の作業部会では、以下の事項について、関連するIFRSの規定を削除または修正した場合の文案に基づいて検討が行われた。

- のれんの非償却に関する論点の検討
- リサイクリングに関する論点
 - 資本性金融商品のOCIオプションに関する論点の検討
 - 退職給付に関する再測定部分に関する論点の検討
 - 公正価値オプションを選択した金融負債の自己の信用リスクに関する論点の検討

第12回の作業部会では、公開草案の公表に向けて、仮に、のれんの非償却およびその他の包括利益のリサイクリングについて、IFRSの規定を「削除又は修正」するとした場合を前提として作成した公表文書のドラフトに基づいて検討が行われた。

2. 企業結合会計基準の改正に伴う四半期会計基準等の改正について（2014年5月16日）

ASBJは、改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」および改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を公表した。

本改正では、2013年に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「2013年改正企業結合会計基準」という）において暫定的な会計処理の確定の取扱いが改正されたことに伴い、四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の取扱いについて改正が行われた。

本会計基準等の適用時期は、2013年改正企業結合会計基準の暫定的な会計処理の確定の取扱いに係る事項の適用時期と同様である。

3. その他の包括利益に関するショート・ペーパーの公表（2014年5月23日）

ASBJは、「OCIは不要か？」というショート・ペーパーを公表した。

ASBJは、2013年12月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議において「純損益／その他の包括利益及び測定」と題するペーパーを提示した。このペー

パーに寄せられたコメント等を踏まえ、ASBJは、財務業績を報告するうえで当期純利益が果たすべき役割について国際的な議論に参画するための検討を続けている。

ASBJは、今回公表したショート・ペーパーにおいて、その他の包括利益（OCI）に関する主な議論を分析したうえで、有用な財務情報を提供する観点から、その他の包括利益の使用は必要であると結論付けている。

4. FASBとの定期会合

ASBJはFASBと定期的に（年に2回）協議を開催している。2014年3月末から4月初めにかけて第16回定期協議がノーウォークで開催された。今回の協議では、それぞれの活動の最新状況を確認するとともに、両会計基準設定主体が関心を有している以下の項目について議論が行われた。

- FASBが現在審議を行っている「金融商品」、「のれん」および「開示フレームワーク」
- IASBが現在審議を行っている「概念フレームワーク」、「リース」および「料金規制対象活動」
- ASBJが現在実施しているIFRSのエンドースメント手続

その他

1. リース事業協会、リースに係るIASBとFASB合同会議の審議に関する意見を公表（2014年5月19日）

公益社団法人リース事業協会（以下「リース事業協会」という）は、2014年3月に開催されたリースに係るIASBとFASB合同会議の審議およびその暫定合意に関して、「3月18日・19日開催のIASB・FASB合同会議の審議に対する意見」を公表した。

2014年3月のリースに係るIASB・FASB合同会議では、リースの借手については、すべてのリースをオンバランスすることを求めていた。また、リースの分類について、IASBとFASBで異なる取扱いを求める暫定合意が行われた。

これに対し、リース事業協会は、公表文書の中で次の事項を主張している。

- 現行基準を維持したうえで、まずは開示の充実を図り、その適用後、オペレーティング・リースのオンバランスが必要であるならば審議を再開することを求める。
- 異なる2つのリース会計が存在する事態は避けるべきであり、異なる基準の公表は決して許容されるものではない。
- 仮に、3月の暫定決定に基づく審議を継続する場合、両審議会は、再度、公開草案を公表するなどの適切なデューペロセスを踏むべきである。

2. 自由民主党の日本経済再生本部、「日本再生ビジョン」を公表（2014年5月23日）

自民党の日本経済再生本部は、政府が2014年6月に改定予定の日本再興戦略に向けての提言をまとめた「[日本再生ビジョン](#)」を公表した。今回の提言は、2013年5月に同本部が自民党の成長戦略として公表した「[中間提言](#)」の改定版として位置付けられている。

日本再生ビジョンが掲げる7つの柱のうち、4「日本再生のための金融抜本改革（5）『会計基準等、企業の国際化、ルールの国際水準への統一』」では、諸外国から日本国内への投資を促進するための戦略として、以下の4つの観点から、IFRSに関する具体的な提言がなされている。

- 会計における「単一で高品質な国際基準策定」への明確なコミットの再確認
- IFRS の任意適用企業の拡大促進
- JPX 新指数に採用された企業への働きかけ
- 東証上場規制における企業の IFRS に関する考え方の説明の促進、および「IFRS 適用レポート（仮称）」の作成

このほか、5.「起業大国No.1の実現（1）『起業大国実現の本気度を示す大玉政策』」において、日本基準では、のれんの償却が義務付けられていることについて、IFRSとの関係で競争力に問題が生じかねないとして、IFRSへの移行を促進するなどの問題解決を検討することが必要との提言もなされている。

なお、IFRS Digest は、次号から会計基準 Digest に名称を変更し、内容もリニューアルする予定です。会計基準 Digest では、日本基準、エンドースメントされた IFRS、IFRS および US GAAP のすべてをカバーした最新動向を簡潔に紹介する予定です。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
TEL : 03-3548-5112 (代表電話)
azsa-ifrs@jp.kpmg.com
担当 : 加藤 邦彦、島田 謙子

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.